

他業種から新たに障害福祉分野の仕事に就職する方を応援します！

障害福祉分野就職支援金 募集案内

1. 障害福祉分野就職支援金貸付の概要

(1) 概要

この貸付制度は、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の障害福祉分野における障害福祉職員としての参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金の貸付けを実施し、迅速に新たな人材を確保することを目的としています。

貸付け後、山形県内の障害福祉サービス事業所等の障害福祉職員として2年間継続して従事した場合は、返還が免除されます。



(2) 貸付対象者 (①から③のすべてを満たす方)

- ① 介護職員初任者研修等所定の研修 (※1) を受講し、修了した方 (※2)
- ② 山形県内の障害福祉サービス事業所に障害福祉職員 (※3) として新たに就職が決定した方 (既に就職されている方を除く)
- ③ 「再就職準備金」「介護分野就職支援金」の貸付けを受けていない方

- (※1) 公的職業訓練機関が行っているものに限らず、地方公共団体や民間企業が行うものも含まれます。
介護職員初任者研修、居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従事者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修（基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること）、同行援護従業者養成研修（基礎、応用を受講すること）、行動援護従業者養成研修のいずれかを修了した者。
- (※2) 就労と同時に研修を受講する場合、研修修了後に修了証を提出すれば対象となります。
- (※3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）第5条第1項、第18項、第77条及び第78条、児童福祉法第6条2の2第1項、第7項及び第7条第2項、身体障害者福祉法第4条の2に規定するサービスをいう）を提供する事業所若しくは施設、障害者総合支援法第5条第27項、第28条及び第77条の2及び身体障害者福祉法第5条に規定する施設若しくは事業所において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者
- ※ 生活福祉資金や母子父子寡婦福祉資金、その他の国庫補助事業等を活用した制度との併用はできません。

(3) 貸付内容

貸付金額 20万円以内（1人あたり1回限り）

貸付利子 無利子（ただし、返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。）

貸付対象となる経費（就職の際に必要な次に掲げる経費）

注）内定日から就職日の前日までに掛かった経費が対象

- ・子どもの預け先を探す際の活動費
- ・介護に係る情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費
- ・障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費（各用具の上限額を1万円とする）
- ・敷金礼金、転居費など転居を伴う場合に必要な経費
- ・通勤用の自転車又はバイクの購入費（車の購入費、修繕費等は含まない） など

※ 貸付金使途に係る領収書は、返還が終了するまで保管して下さい。なお、後日国の検査等で支出内容を確認する場合があります。その際、支出が確認できない、使途があきらかに就職準備として適当でない等の不適切事項がある場合は貸付金を返還していただくこともあります。

(4) 貸付金の交付

貸付契約後、一括交付します。

(5) 連帯保証人 (原則、①から③のすべてを満たす方を1名立てる必要があります。)

- ① 申請者とは別に生計を営んでいる方
- ② 山形県内に住所を有する方
- ③ 65歳未満の方で、市町村県民税を課税されている方

※ 申請者が未成年の場合は、別途、法定代理人も連帯保証人として必要です。

(6) 返還の免除

山形県内の障害福祉サービス事業所等の障害福祉職員として就労した日から2年間引き続きその業務に従事した場合は、返還が免除されます。

未就労、他産業への転就職、障害福祉職員を自己都合で退職した場合、返還が必要となります。

(7) 返還

返還は一括または月賦（返還期間 12 か月以内）とします。返還期間を過ぎた場合は延滞利子を徴収します。月賦による返還は、疾病等により業務に従事できなくなった場合などやむを得ない理由がある場合のみ可能です。

2. 申請の手続き

貸付けを希望する方は、就職後3か月以内に次の書類を提出してください。

申請に必要な書類

障害福祉分野就職支援金貸付申請書（第1号様式）に次の書類を添付して申し込んで下さい。

- ① 障害福祉分野就職支援金利用計画書（第2号様式）
- ② 雇用（内定）に関する証明書（第3号様式）
- ③ 保有資格の取得証明書又は修了証明書の写し
- ④ 住民票謄本（発行後3か月以内、個人番号以外省略のないもの）
- ⑤ 連帯保証人が市町村県民税を課税されていることがわかる書類（市町村が発行する「市町村民税・県民税課税証明書」又は「給与所得に係る市町村民税・県民税・森林環境税 特別徴収税の決定通知書」の写し）

※ これら以外にも必要に応じて書類の提出を求める場合があります。

3. 貸付可否の決定（事務手続きの予定）

提出された書類を審査し、貸付けの可否を決定し、決定通知書を送付します。その後、貸付けが決定した方と契約締結（借用書等の提出）し、貸付金を指定口座に一括で送金します。

（審査決定から送金まで4週間程度かかります。）

4. 申し込み先・問い合わせ先

社会福祉法人山形県社会福祉協議会 山形県福祉人材センター

〒990-0021 山形市小白川町2丁目3-30 電話 023 (633) 7739

※ 申請書、添付書類、その他指定様式は、山形県福祉人材センターのホームページからダウンロードできます。 <http://www.ymgt-shakyo-j2.info/>